

議案第 99 号

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市駅西口駐車場

狭山市駅西口第 1 自転車駐車場

狭山市駅西口第 2 自転車駐車場

2 指定管理者として指定するもの

友駐共同企業体

代表者 東京都中央区八丁堀 1 丁目 2 番 8 号

友輪株式会社

代表取締役 田 雑 重 信

構成員 東京都中央区日本橋堀留町 1 丁目 5 番 11 号

日駐管理株式会社

代表取締役 池 尾 泰 彦

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。